

住宅防音工事

申し込みをお忘れなく

7月31日まで

国では、厚木基地における航空機騒音を軽減するため、住宅防音工事の助成を行っています。昨年度は、その対象区域(第一種区域)の見直しを行いました。

この見直しにより、指定が解除または変更となる区域の方は、7月31日までの経過措置期間内に申し込みをしないと、従来の内容で助成が受けられなくなります。工事を希望する方は、次のとおり横浜防衛施設局へ申し込みしてください。

▽申込方法 「希望届」に必要事項を記入し、郵送で〒231-0003横浜市中央区北仲通5-57横浜第2合同庁舎内 横浜防衛施設局 事業部施設対策第2課へ。

※「希望届」は同施設局、座間防衛施設事務所(大和市鶴間1-13-2)、市企画政策課、東柏ヶ谷・かしわ台の市連絡所、区域内のコミセンで配布中のほか、同施設局のホームページからダウンロードもできます。

指定解除となる区域の方

指定解除区域で、昭和61年9月10日までに建設された住宅に住んでいる方が住宅防音工事・機能復旧工事(エアコンの取り替え等)を希望する場合、7月31日までに希望届を同施設局に提出すれば、従来の内容で

助成を受けられます。

【指定解除区域】

▽全部区域 上今泉一・四丁目、国分南一・四丁目、国分北二・三丁目、勝瀬、大谷、国分寺台一、三・五丁目、浜田町、杉久保

▽一部区域 柏ヶ谷、上今泉五丁目、国分北四丁目、望地一・二丁目、国分寺台二丁目。

工法が変更となる区域の方

工法が「第I工法」から「第II工法」に変更になった区域で、昭和61年9月10日までに建設された住宅に住んでいる方が住宅防音工事・機能復旧工事(エアコンの取り替え等)を希望する場合、7月31日までに希望届を同施設局に提出すれば、従来の「第I工法」の内容で助成を受けられます。

【主な工事内容】

第I工法：防音壁、防音天井、防音サッシおよび防音木製建具の取付、換気扇・冷暖房機(上限2台)の設置など。

第II工法：防音サッシおよび防音木製建具の取付、換気扇・冷暖房機(上限2台)の設置など。

【工法変更区域】

▽全部区域 上今泉六丁目、東柏ヶ谷一・三・五丁目、一部区域 上今泉五丁目、国分北四丁目、柏ヶ

谷、東柏ヶ谷四・六丁目、望地一・二丁目。

機能復旧工事(エアコンの取り替え等)を希望する方

指定解除または工法が変更となる区域で7月31日までに申し込みをすれば、従来の内容で助成を受けられます。対象は、平成9年7月31日までに完了した住宅防音工事で設置した換気扇・冷暖房機で、現在故障しているものです。

助成内容が変更とならない区域：8月1日以降の申し込みも従来の内容で助成を受けられます。対象は、平成7年9月30日までに完了した住宅防音工事で設置した換気扇・冷暖房機で、現

在故障しているものです。

区域の確認

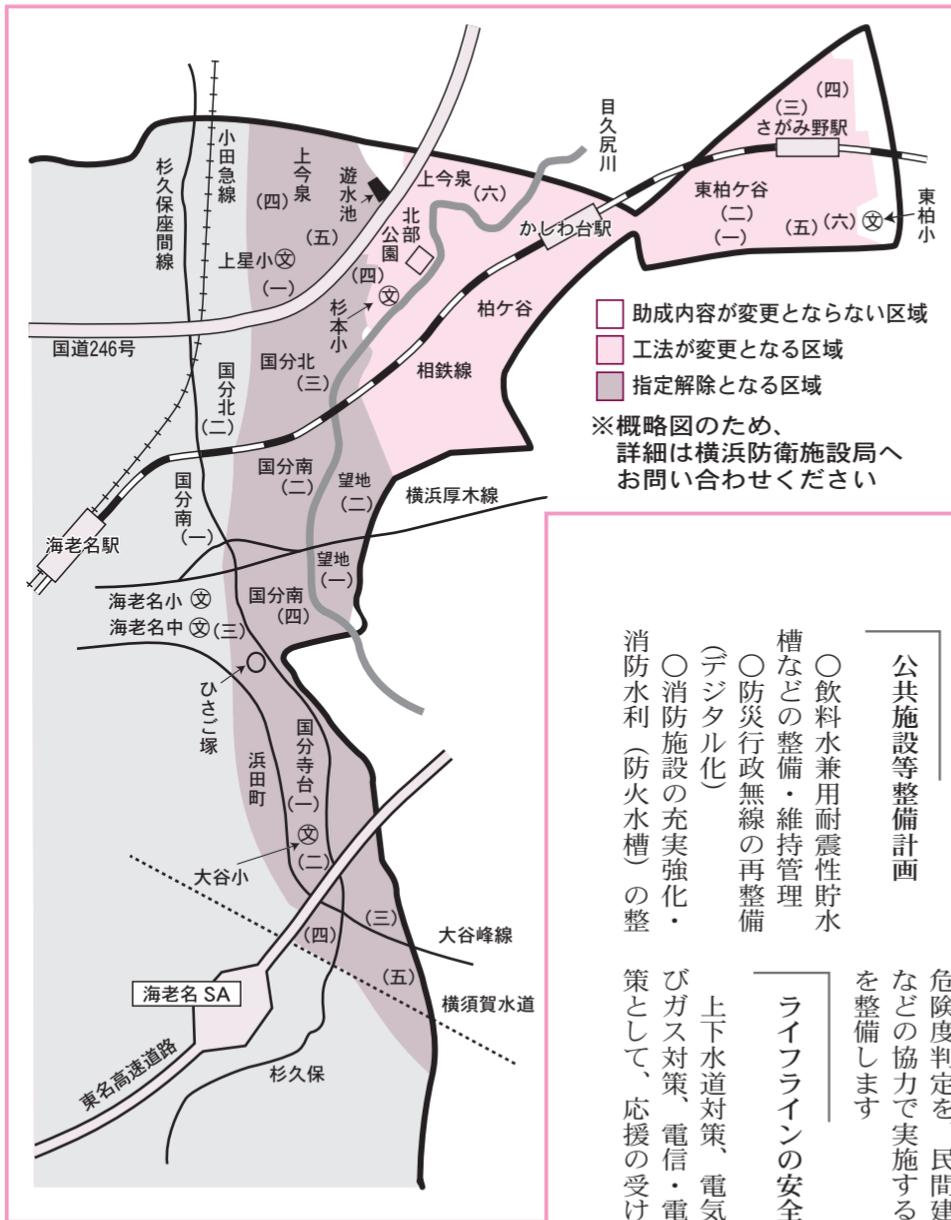
区域は横浜防衛施設局広報室および座間防衛施設事務所で確認でき、同施設局のホームページ(HP: http://www.dta.go.jp/yokohama/iyutakubouon/00_minashi.htm)では概略図が見られます。

業者選定は「自身で」

横浜防衛施設局では、設計事務所および工事請負業者を指定していません。

同施設局事業部施設対策第二課(☎045・211・7138)、座間防衛施設事務所(☎261・2063)、市企画政策課(☎235・4634)。

厚木基地における住宅防音工事対象区域図



□ 助成内容が変更とならない区域
 ■ 工法が変更となる区域
 ■ 指定解除となる区域

※概略図のため、詳細は横浜防衛施設局へお問い合わせください

●新シリーズ●

「自助・共助・公助」と「市防災計画」



市の事前対策と家の耐震補強

生活安全課 (☎235・4790)



市の事前対策

大規模地震災害に備え、市では次の対策を行っています。

- 公共施設等整備計画
- 飲料水兼用耐震性貯水槽などの整備・維持管理
- 防災行政無線の再整備(デジタル化)
- 消防施設の充実強化・消防水利(防火水槽)の整備
- 上下水道対策、電気およびガス対策、通信・電話対策として、応援の受け入れ
- ライフラインの安全対策

備の推進

○避難所・医療救護所となるコミセンに非常用発電設備を整備

自主防災組織の充実強化

被害の拡大を防止し、救済活動活動を円滑に行うには、個人の力だけでなく、地域住民の組織的な活動が必要。そのため、自治会を中心とした自主防災組織の育成および同組織を強化する指導・支援を実施します

被害建築物の応急危険度判定制度の創設と充実

地震で被災した建築物が安全に居住できるかの応急危険度判定を、民間建築士などの協力で実施する体制を整備します

や復旧活動のマニュアルを作成し、復旧用資機材の備蓄、各事業者間の情報連絡体制を整備します

防災訓練の実施

地域防災計画などの習熟、県および関係機関との連携強化、住民の防火意識の高揚を図るため、警戒宣言発令時および大規模地震発生時を想定した防災訓練を実施します

災害時要援護者予防計画

高齢者、障害者、妊産婦、難病患者、人工透析患者などの災害時要援護者に対し、日ごろから所在確認を行うなど綿密な連絡体制を整備するとともに、保健福祉情報などを提供します。災害発生時には、避難誘導などの優先確保に努めます

災害救援ボランティア計画

大規模災害時、行政事務は極度に増大し、また市職員も被災することにより、行政の手が届かない分野が多数生じます。このため、大規模災害時に活動するボランティアを積極的に支援します

る費用の一部を補助しています。

耐震相談会

▽対象 昭和56年5月31日以前に建築工事に着手した(同年6月1日以後に増改築されたものを除く)在来工法による自己所有の木造住宅

▽費用 無料

▽開催日 広報紙などで、随時お知らせします(年4回程度開催)

簡易診断

▽対象 耐震相談会と同様

▽補助額 2万円

一般診断

▽対象 耐震相談会または簡易診断の結果、詳しい診断が必要となった建築物

(総合評点が1.0未満) ▽補助額 診断費の2分の1(上限5万円)

耐震改修工事

▽対象 一般診断の結果耐震補強工事が必要となった建築物(総合評点が1.0未満)

▽補助額 耐震改修工事費の2分の1(上限50万円)。

※補助制度の詳細は、都市計画課(☎235・9399)またはホームページもご覧ください。

家の耐震補強について

市では、木造住宅の耐震診断・耐震改修工事にかか

発生したときの行動などを掲載します。



「便利です!」えびな安全・安心メールサービス」登録は en-i@poeh.jp まで空メールを送信。詳しくは、市ホームページまたは市生活安全課へ